

新潟市マンション管理適正化推進計画(案) 概要

◆計画策定の背景と目的

- 【背景と目的】 マンション管理の適正化の推進に関する法律の改正をうけ、マンション管理適正化に向けた考え方や方針、市民・関係団体・行政の役割、具体的な取り組み等を示し、マンション管理の適正化を図る。
- 【対 象】 2以上の区分所有者がいる建物で、居住の用途に供する専有部分のあるもの
- 【計 画 期 間】 令和5年度～令和9年度の5年間

◆新潟市におけるマンションの現状・課題

本市のマンションは、市内約400棟、約22,700戸(R1市マンション実態調査)あり、持ち家の約8%を占める重要な居住形態

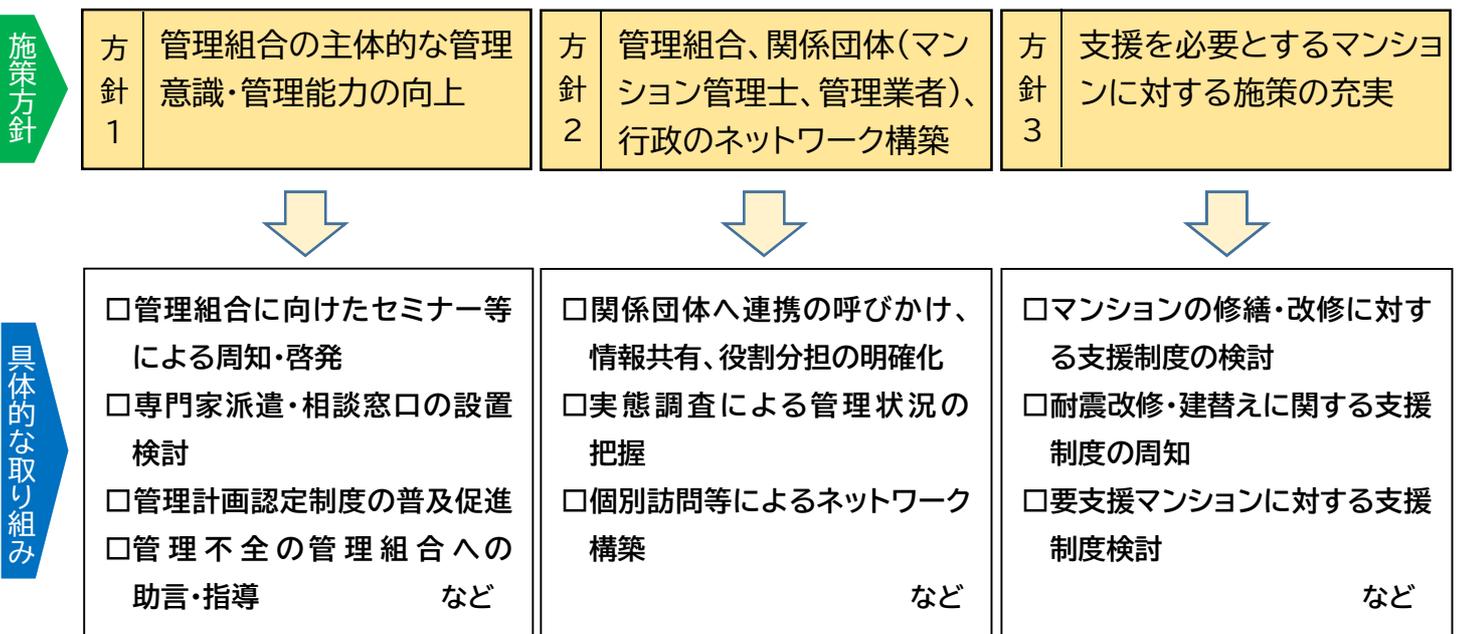
■ハード面(建物)の課題

- 高経年マンションが増加傾向
- 空き住戸・賃貸化の増加
- 長期修繕計画がない、見直されていない。 など

■ソフト面(管理組合等)の課題

- 一部のマンションの管理の実態を把握できていない。
- 管理組合の管理意識、運営能力が低下
- 管理機能を有していない管理組合がある。 など

◆マンション管理適正化に向けた施策方針と具体的な取り組み



◆計画目標

- | 指標 | 目標値 |
|----------------------|-----------------------|
| ○適切な長期修繕計画を定めている管理組合 | 64.2%(R1) → 70.0%(R9) |
| ○実態調査等により把握できている管理組合 | 82.7%(R3) → 85.0%(R9) |